

**岐阜県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく
適合性判定等に係る事務処理要綱**

平成 29 年 4 月 1 日制定
令和元年 11 月 16 日改正
令和 3 年 1 月 1 日改正
令和 3 年 4 月 1 日改正
令和 6 年 4 月 1 日改正
令和 7 年 3 月 3 1 日改正

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「省令」という。）及び岐阜県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成 29 年岐阜県規則第 49 号。以下「県規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 建築主の基準適合義務に関する事務等

(完了検査申請書又は工事完了通知書の添付書類について)

第 2 条 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「建基法」という。）第 7 条第 1 項に規定する建築主事若しくは建築副主事に対する完了検査申請書の提出又は建基法第 18 条第 20 項に規定する建築主事若しくは建築副主事に対する工事完了通知書の通知については、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「建規則」という。）第 4 条第 1 項第 4 号（同規則第 8 条の 2 の 2 において準用する場合を含む。）に規定するイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに定める図書及び書類を添えて行うこと。ただし、建築事務所長に対し適合性判定を行った場合はこの限りでない。

2 前項（建規則第 4 条第 1 項第 4 号に規定するイに掲げる場合に限る。）において、次の各号に掲げる軽微な変更を伴う場合は、建規則第 4 条第 1 項第 5 号（同規則第 8 条の 2 の 2 において準用する場合を含む。）に規定する書類（軽微な変更説明書）を添えて提出するものとする。ただし、三号に該当する場合は、軽微な変更説明書の一部として、省令第 13 条の軽微な変更に関連していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）を添えて提出するものとする。

- 一 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更
- 二 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更
- 三 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。）

(軽微変更該当証明書)

第 3 条 県規則第 2 条に規定する性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書を受理し、軽微な変更に関連していることを確認した場合は、軽微変更該当証明書（別記第 1 号様式）によりその旨を通知するものとする。

(計画等取下)

第4条 法第11条第1項若しくは第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画を提出、第12条第2項若しくは第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画を通知又は県規則第2条に規定する性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書を提出した者が当該提出又は通知を取り下げる場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画等取下届（別記第2号様式）正一通及び副一通を建築事務所長に提出するものとする。

2 前項の場合において、建築物エネルギー消費性能確保計画又は性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(是正命令)

第5条 法第13条第1項に基づく命令を行う場合は是正命令書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(要請)

第6条 法第13条第2項に基づく要請を行う場合は要請書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(報告指示)

第7条 法第15条第1項の規定に基づく報告を求める場合は報告を求める旨の通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

施行日前にその工事に着手した建築物の建築に関して改正前の岐阜県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定等に係る事務処理要綱第9条から第14条までの規定については、なお従前の例による。

第 1 号様式（第 3 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

建築第 号
年 月 日

軽微変更該当証明書

申請者 様

建築事務所長 印

下記の申請については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条の
軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日
2. 申請に係る建築物の位置
3. 変更内容
4. 変更前の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定

適合性判定通知番号 第 号
適合性判定通知書交付年月日 年 月 日
適合性判定通知書交付者

（注意）この証明書は、大切に保存しておいてください。

第2号様式（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

建築物エネルギー消費性能確保計画等取下届

年 月 日

建築事務所長 様

提出者等住所
氏名

次の提出を取り下げたいので届け出ます。

1. 提出等の種類
2. 提出等年月日
3. 提出等に係る建築物の位置
4. 取り下げ理由

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 決裁年月日
年 月 日		
第 号		

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 提出者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

建築第 号
年 月 日

是正命令書

建築主 様

建築事務所長 印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第1項の規定により、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じます。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物に関するその他の事項
3. 命ずる措置
4. 改善の期限

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、岐阜県（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

第4号様式（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

建築第 号
年 月 日

要請書

国等の機関の長 様

建築事務所長

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項の規定により、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを要請します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物に関するその他の事項
3. 要請する措置

第 5 号様式（第 7 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

建築第 号
年 月 日

報告を求める旨の通知書
(特定建築行為に係る適合義務)

建築主 様

建築事務所長 印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法により罰せられることがありますので申し添えます。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物に関するその他の事項
3. 報告を求める内容
4. 報告の期限

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。